就労定着支援

基 本 方 針

就労定着支援に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、3年間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

サービスの概要

就労に向けた支援として生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者につき、3年間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整その他の必要な支援。

人員・設備・運営の 概 要

人員基準	従業者	就労定着支援員	□ 常勤換算で、利用者数を40で除した数以上。 ※利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は、一位 的に運営する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就党 継続支援を受けた後に、一般就労(就労継続支援A型事業 所への移行は除く。)し、就労を継続している期間が6月 に達した者の数の過去3年間の総数の70%を利用者数とす る。
		サービス管理責任者	□ 利用者数60人以下 1人以上。 □ 利用者数61人以上 1人に、利用者数が60人を超えて40元 はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上。 ※利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は 上欄記載の考え方による。 ※生活介護等と一体的に運営している事業所につい ては、生活介護等の利用者との合計とする。 1人以上は常勤。
			がは専ら当該事業所の職務に従事する者であること。 日者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
	管理者		□ 事業所ごとに配置すること。 □ 専ら当該事業所の管理業務に従事する者であること。 □ ただし、指定就労定着支援事業所の管理上支障がない場合 は、当該指定就労定着支援事業所の他の職務に従事し、又 は当該指定就労定着支援事業所以外の事業所、施設等の職 務に従事することができる。
設 準備 基	設備等		□ 事業を行うため必要な広さの区画を有すること。 □ 就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。
運営基準	実施主体		□ 過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに 障害者を雇用させている生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(以下「生活介護事業等」という。)の 事業者であること。
			□ 生活介護事業等の事業運営が3年に満たない場合は、生活 介護事業等の利用を経て通常の事業所に雇用された者が3 人以上いる事業者であること。

事業者名称 :

代表者名称 :